

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部振興局 地域振興課
委託業務番号	令和2年度 長北地委第 4 号
委託業務名称	魅力ある郷土づくりプロジェクト推進事業委託
委託業務場所	長浜市余呉町内
業務の概要	<p>少子高齢化等により人口減少が著しい過疎地域において、豊かな自然環境や観光資源を守り育て、次世代へ継承し、地域の活性化を推進するため、魅力ある郷土づくり事業に取り組むことで、誰もが誇りを持って生活できる活気に満ちた地域づくりを推進する。</p> <p>あわせて、地域住民と来訪者の交流の場と地域住民が活躍する場を提供することで、観光・交流増進と移住定住を推進し地域の活性化を図る。</p>
履行期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和2年4月1日
契約額(税込)	784,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市余呉町中之郷1117番地1</p> <p>[商号又は名称] 余呉地域づくり協議会</p>
契約相手方の選定理由	<p>少子高齢化等により人口減少が著しい過疎地域において、豊かな自然環境や観光資源を守り育て、次世代へ継承し、地域の活性化を推進するため、魅力ある郷土づくり事業に取り組むことで、誰もが誇りを持って生活できる活気に満ちた地域づくりを推進する。</p> <p>あわせて、地域住民と来訪者の交流の場と地域住民が活躍する場を提供することで、観光・交流増進と移住定住を推進し地域の活性化を図る。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>